

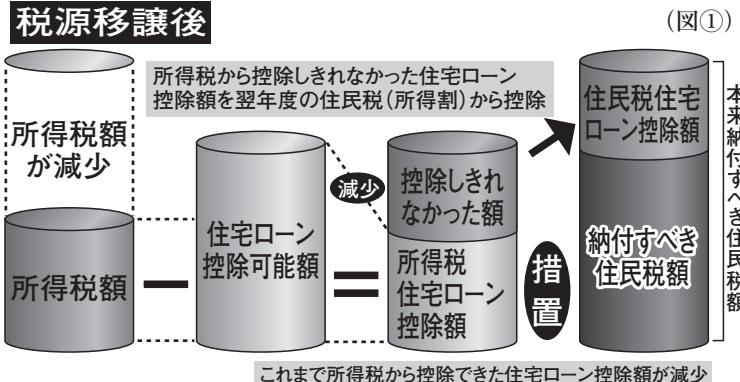
国から地方への「税源移譲」により住民税の仕組みが変わりました。これにより市区町村へ申告すると、住民税が減額されます。

# 申対象となる方はお忘れなく



## 所得税から住宅ローン控除額を引ききりけなかつた方

(図①)



【平成二十年以降、住民税の控除しきれない額が発生したためには、毎年申告が必要となります】

所得税額 - 住宅ローン控除可能額 = 控除しきれなかつた額 + 所得税住宅ローン控除額

これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

【図①】

【図②】

場合、平成二十年三月十七日までに、平成二十年一月一日現在、お住まいの市区町村へ

「市町村民税」道府県民税 住宅借入金等 特別税額控除 申告書」を提出して下さい。

**申告が必要です!**

### 【住宅借入金等特別税額控除 申告書の提出方法】

- 所得税の確定申告をされない方：源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
- 所得税の確定申告をされる方：所得税の確定申告書とともに、税務署へ提出

【申告期限】

平成十九年分の所得税から一月中旬に申告書の送付を予定しています。送付のなかつた方についても、控除対象と思われる方は、市役所税務課までご連絡ください。

【申告期限】

平成二十年三月十七日まで

※申告書は市役所税務担当窓口または税務署にあります

## 住宅ローン控除のモデルケース ●夫婦+子ども2人で給与収入700万円（住宅ローン控除可能額:27万円）の場合●

税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

申告しないと…

申告すれば…

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少し、負担が増加する

※夫婦+子ども2人の場合で子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。